

浜松市小中学校施設 整備計画

2025年3月

浜松市教育委員会

学校教育部教育施設課

目 次

第 1 章 浜松市小中学校施設整備計画について

1 目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 対象施設	2

第 2 章 学校施設を取り巻く状況と課題

1 施設の状況	3
(1) 調査内容	3
(2) 調査結果	4
2 年少人口等の状況	12
(1) 市の総人口と年少人口の推移	12
(2) 児童・生徒数等の推移	13
3 財政の状況	16
(1) 本市の財政状況	16
(2) 学校施設整備費の実績と将来コスト	17
4 課題	18
(1) 施設状況に応じた長寿命化対応	18
(2) 多様化する教育環境への対応	18
(3) 事業費の縮減と平準化	18

第 3 章 学校施設整備の基本的な考え方

1 整備周期	19
2 整備内容	20
3 更なる事業工夫	21
4 事業効果（事業費の縮減と予算の平準化）	26

第 4 章 実施に向けて

1 事業計画	27
2 整備水準	29
3 整備プロセス	31
(1) 基本構想段階	31

(2) 基本計画段階	31
(3) 基本設計、実施設計段階	31
(4) 整備段階	31
4 マネジメントサイクル	33

参考資料

「健全度」の算定方法	35
------------	----

第1章 浜松市小中学校施設整備計画について

1 目的

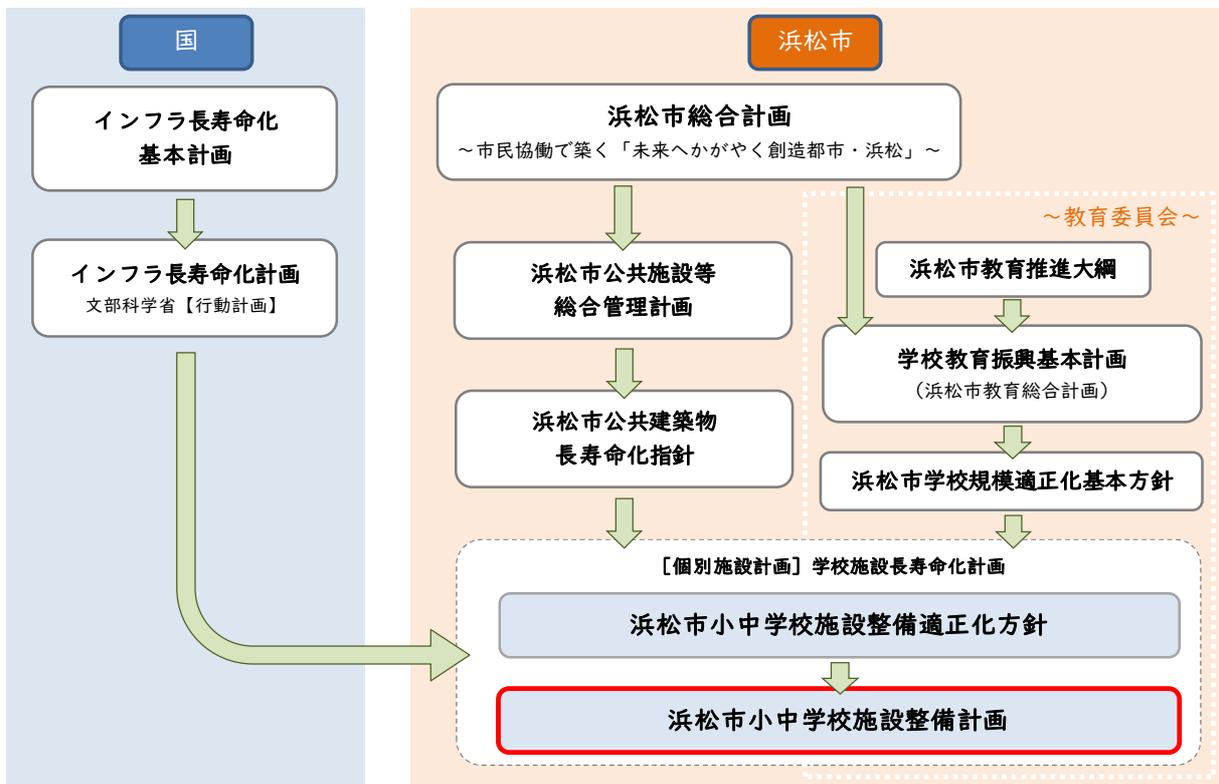
本計画は、「浜松市小中学校施設整備適正化方針」に基づき、「施設老朽化、教育環境の向上、その他諸課題」に一体的に対応した持続可能な学校施設を、計画的に整備していくことを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本方針は、浜松市の教育の方向性を示す「浜松市教育推進大綱」、「浜松市学校教育振興基本計画」、小中学校施設の配置に関する方針を示す「浜松市学校規模適正化基本方針」、学校施設整備の基本理念や方向性を示す「浜松市小中学校施設整備適正化方針」を上位計画として、その実現に向けた具体的な考え方や方法を示すものです。

また、国土交通省の「インフラ長寿命化基本計画」や文部科学省の「インフラ長寿命化計画」、「浜松市公共施設等総合管理計画」や「浜松市公共建築物長寿命化指針」を受け策定する「個別施設計画（個別施設ごとの長寿命化計画）」として位置づけるものです。

なお、今後の社会情勢や学校施設に求められる教育的ニーズなどの変化に対応するため、必要に応じ、計画の見直しを行います。



[図 1-1] 計画体系（位置づけ）

3 計画期間

本計画期間は、2025年度から2034年度までとし、上位計画である「浜松市小中学校施設整備適正化方針（計画期間：2025年～2044年度）」の、前期10年の取り組みを実施するものです。

計画期間

	2025～2034年度	2035～2044年度
浜松市小中学校 施設整備適正化方針 (基本構想)	20年間	
浜松市小中学校 施設整備計画 (基本計画)	前期（10年間）	後期（10年間）

[図 1-2] 計画期間

4 対象施設

浜松市が所有する小中学校（全140校）のうち、主要建築物である校舎（給食室含む）、体育館、武道場及び特別活動室棟の全475棟（延床面積833,680㎡）を対象とします。なお、プールや器具庫等の附帯建築物、防球ネット等の工作物、グラウンド等は本計画の対象外としますが、学校施設全体の再構築に向けて、主要建築物を整備する際に付随して整備を行うよう、検討してまいります。

施設	校数	対象棟数	(内訳)		
			校舎	体育館	武道場 特別活動棟
小学校	92校	271棟 492,431㎡	179棟 412,560㎡	92棟 79,871㎡	-
中学校	48校	204棟 341,249㎡	111棟 257,334㎡	50棟 61,290㎡	43棟 22,625㎡
合計	140校	475棟 833,680㎡	290棟 669,894㎡	142棟 141,161㎡	43棟 22,625㎡

※ 上表数値は2025年4月時点

※ 校数は分校を除き、小中一貫校は1つの学校として中学校でカウント

[表 1-1] 計画の対象施設

第2章 学校施設を取り巻く状況と課題

1 施設の状況

本市が所有する小中学校施設は、1970年代を中心に集中的に建設されており、現在、その多くが更新時期を迎えています。計画的な更新を進めるには、学校の建築年次のみならず、施設の劣化状況等を正確に把握した上で、整備箇所や整備順序を取りまとめる必要があります。

このため、2021年度以降継続的に、学校施設や設備の状況を把握するための、各種調査を実施しました。

(1) 調査内容

調査項目		詳細
①	建築物劣化状況調査	主要建築物の基幹部分6部位（屋根、外壁、内部、便所、電気設備、機械設備）の劣化状況調査
②	構造躯体圧縮強度・中性化 ¹ 判定調査	躯体部分（鉄筋コンクリート）の健全度を確認するための圧縮強度試験及び中性化判定
③	給排水管、高架水槽及び受水槽劣化状況調査	建築物内給排水管の残存肉厚・閉塞率測定、目視・打診による槽内・接続管・接続部位等の劣化状況調査
④	バリアフリー適合状況調査	改正バリアフリー法 ² への適合状況調査
⑤	教室配置・利用状況調査	各教室の配置・利用状況等の調査
⑥	防球ネット等劣化状況調査	学校敷地内工作物（防球ネット、フェンス、門扉等）の所有状況及び劣化状況の調査

[表 2-1] 調査内容

¹ 年数の経過により、コンクリート内部のアルカリ成分が失われること。中性化の進行そのものは構造強度に影響を与えないが、内部の鉄筋が錆び易くなり、ここに漏水等が加わると、構造強度の低下に繋がる。

² 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」。新築・増築・改築の際には、公立の小中学校等における「建築物移動等円滑化基準」への適合が義務化、既存の建物においても努力義務が課せられることとなった。

(2) 調査結果

① 建築物劣化状況調査

まずは棟ごとに基幹6部位（屋根、外壁、内部、便所、電気設備、機械設備）の劣化状況を調査、各棟の状況を把握し、これをベースに各校校舎・体育館ごとに全体評価を実施、健全度を数値化しました。調査結果及び健全度は次のとおりです。

なお、本市では「学校施設耐震化推進指針（文科省）」に基づき、これまで必要な耐震補強工事などを実施済みですが、東海地震を含む南海トラフ地震などの大規模地震に備えるため、より一層の耐震化を図る必要があります。

ア 基幹6部位の劣化状況調査結果

外部（屋根・外壁）に比べ、内部や設備の劣化が著しいことが確認できました。

(ア) 小学校（92校、271棟）

【単位：棟】

	屋根				外装				内部				便所				電気設備				機械設備			
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
校舎	80	61	29	9	87	39	43	10	22	85	67	5	47	80	33	0	30	50	29	70	29	51	21	77
	45%	34%	16%	5%	49%	22%	24%	6%	12%	47%	37%	3%	29%	50%	21%	0%	17%	28%	16%	39%	16%	29%	12%	43%
体育館	26	23	34	9	34	25	30	3	6	54	31	1	20	56	10	0	4	21	6	61	5	21	4	62
	28%	25%	37%	10%	37%	27%	33%	3%	7%	59%	34%	1%	23%	65%	12%	0%	4%	23%	7%	66%	5%	23%	4%	67%

(イ) 中学校（48校、204棟）

【単位：棟】

	屋根				外装				内部				便所				電気設備				機械設備			
	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
校舎	55	37	17	2	44	25	36	6	25	47	35	4	26	39	18	0	24	46	9	32	25	44	10	32
	50%	33%	15%	2%	40%	23%	32%	5%	23%	42%	32%	4%	31%	47%	22%	0%	22%	41%	8%	29%	23%	40%	9%	29%
体育館	21	14	13	2	16	20	11	3	10	24	15	1	22	19	6	0	12	15	1	22	10	15	1	24
	42%	28%	26%	4%	32%	40%	22%	6%	20%	48%	30%	2%	47%	40%	13%	0%	24%	30%	2%	44%	20%	30%	2%	48%
武道場 特別活動室棟	17	14	10	2	8	13	21	1	4	31	7	1	2	14	1	0	1	31	1	10	1	30	0	11
	40%	33%	23%	5%	19%	30%	49%	2%	9%	72%	16%	2%	12%	82%	6%	0%	2%	72%	2%	23%	2%	71%	0%	26%

【算定方法】劣化状況及び健全度は「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（H29.3、文部科学省作成）」をベースに、本市独自の調査項目を加え算定。同一棟で異なる建築年時の場合は、面積の加重平均により算定。

【評価】A：健全、B：良好、C：劣化進行（予防保全段階）、D：劣化顕著（要早期対応）
※便所、機械設備（給排水）は、調査対象がない場合があるため合計棟数が異なる

[表 2-2]建築物劣化状況 調査結果（基幹6部位、2025年3月時点）

イ 総合健全度（140校、475棟）

（ア）の劣化状況調査をもとに各棟の総合健全度を算定しました。全体的には、過去の大規模改造や修繕の履歴がある場合、建物の築年数に比例せず、健全性が保たれていることが確認できました。

【単位：棟】

健全度	小学校		中学校		
	校舎	体育館	校舎	体育館	武道場 特別活動棟
80以上	43	12	31	14	8
60～79	63	31	41	17	24
40～59	53	38	31	14	9
40未満	20	11	8	5	2

[表 2-3] 建築物劣化状況 調査結果（総合健全度一覧、2025年3月時点）

ウ 各部位ごとの劣化状況

（ア）の劣化状況調査における各部位の劣化状況の詳細は次のとおりです。

部位	劣化状況（詳細）
屋根（防水）	<ul style="list-style-type: none"> ● 比較的良好な状況 ● 改修履歴がない箇所では、防水層の浮きや剥離が確認される
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 比較的良好な状況 ● 改修履歴がない箇所では、塗装剥離やモルタルの浮き、クラックが確認される
内部（内装、建具、家具）	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模改造実施履歴の有無が劣化状況に大きく関与 ● 改造後済みであっても30年以上経過しているケースが多い ● 床（フローリング）、木製建具、ロッカーなどで、摩耗や欠損が著しい状況が確認される
便所（内装、建具、衛生設備）	<ul style="list-style-type: none"> ● 劣化状況はそれ程悪くないケースが多い ● 湿式床、和便器、狭いブースなど、旧式仕様のトイレが多く、衛生面を含め改善が必要
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 築後40年以上で改修履歴がない施設が多く、劣化が顕著 ● 蛍光灯が多く、高効率照明への転換が急務
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 築後40年以上で改修履歴がない施設が多く、劣化が顕著

[表 2-4] 各部位の劣化状況詳細

屋根の劣化	外壁の劣化
	

内部の劣化（内装材）	内部の劣化（建具・家具）
	

便所の劣化（内装、建具）	便所の劣化（衛生器具）
	

[表 2-5] 各部位の劣化状況写真

② 構造躯体圧縮強度・中性化判定調査

長期に亘る建物使用の可否を評価するため、築40年以上経過し老朽化した鉄筋コンクリート造の施設におけるコンクリートの圧縮強度や中性化の状況を調査しました。

調査の結果、コンクリートの圧縮強度は、ほぼ全棟が設計基準強度を満たしており、躯体強度は健全であることが確認できました。

また、中性化については、鉄筋までのかぶり厚さ³に到達間近または到達している棟が大半ですが、ほとんどが屋内側（水の影響を受けにくい側）であり、建物外皮（屋根・外壁）を適正に保護することで、構造躯体へのダメージを回避することが可能なことが確認できました。

【単位：棟】

対象校	試験	圧縮強度					中性化				
		A	B	C	D	計	A	B	C	D	計
校舎	小学校	141	6	1	0	148	26	3	100	19	148
		95.3%	4.1%	0.7%	0.0%	100%	17.6%	2.0%	67.6%	12.8%	100.0%
	中学校	66	2	1	0	69	15	3	40	11	69
		95.7%	2.9%	1.4%	0.0%	100%	21.7%	4.3%	58.0%	15.9%	100.0%
体育館	8	0	0	0	8	0	0	8	0	8	
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
合計	215	8	2	0	225	41	6	149	30	225	
	95.6%	3.6%	0.9%	0.0%	100.0%	18.2%	2.7%	66.2%	13.3%	100.0%	

【調査対象】 築40年超過の鉄筋コンクリート造校舎（全218棟）及び抽出した体育館（全8棟）

【評価（圧縮強度）】 設計基準強度比 A：100以上、B：85以上100未満、C：76以上85未満、D：75以下

【評価（中性化）】 測定値 A：0.7d未満⁴、B：0.7d以上d+20mm未満、C：d+20mm以上

※ 体育館はつくりや建築年代が類似する傾向にあるため、構造躯体の経年による劣化状況の把握を目的として、台地・低地・沿岸部・旧浜松市外という4つの立地条件から小中1棟ずつ抽出。

※ 評価閾値は市独自で設定

〔表2-6〕 構造躯体圧縮強度・中性化判定 調査結果（2021年度時点）

³ 鉄筋コンクリートの柱や梁などの部位において、鉄筋の表面からこれを覆うコンクリート表面までの最短寸法。

⁴ d：設計かぶり厚さ(mm)。構造設計時に用いるかぶり厚さのこと。

③ 給排水管、高架水槽及び受水槽劣化状況調査

老朽化した給排水管の劣化状況を詳細に把握するため、配管内部に蓄積する付着物の多寡を示す閉塞率や、配管の腐食度合いを示す残存肉厚を測定し、健全性を確認しました。

給水管は、改修済みの施設もありますが、未改修施設においては閉塞が進み、10年以内に使用限界（残存年数）に達する可能性が高い学校が多いことが確認できました。排水管は、給水管に比べ更に未改修施設が多く、10年以内に使用限界に達するものは89%にのぼることが分かりました。

高架水槽及び受水槽は、水槽本体の材質ごとにA～Dの四段階の基準を設け、発錆の程度やクラックの有無等の劣化状況を調査しました。

その結果、高架水槽・受水槽ともにB評価が最も多く（受水槽で68.4%、高架水槽で81.0%）、A評価とB評価を合わせると9割に及び、比較的健全な状態にあることが確認できました。

【単位：棟】

対象校	部位	給水管					排水管				
		A	B	C	D	計	A	B	C	D	計
校舎	小学校	31	3	53	43	130	13	1	60	56	130
		23.8%	2.3%	40.8%	33.1%	100.0%	10.0%	0.8%	46.2%	43.1%	100.0%
	中学校	20	0	24	14	58	6	0	33	19	58
		34.5%	0.0%	41.4%	24.1%	100.0%	10.3%	0.0%	56.9%	32.8%	100.0%
体育館	2	0	2	2	6	1	0	4	1	6	
	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	100.0%	16.7%	0.0%	66.7%	16.7%	100.0%	
合計	53	3	79	59	194	20	1	97	76	194	
	27.3%	1.5%	40.7%	30.4%	100.0%	10.3%	0.5%	50.0%	39.2%	100.0%	

【調査対象】 築40年超過の給排水管を有する校舎（全189棟）及び抽出した体育館（全6棟）

【評価（残存年数（※）/内面状況）※5】 ※管規格厚の50%到達年数

A：健全（21年以上/異常なし）

B：良好（11年以上20年以下/異常なし）

C：健全（5年以上10年以下/軽微な腐食あり）

D：劣化顕著（4年以下/腐食や管内閉塞の進行あり）

※ 体育館については、給排水管の経年による劣化状況の把握を目的として、築40年代前半、築40年後半、築50年超過の3つの築年数から小中1棟ずつ抽出

※ 評価閾値は市独自で設定

[表 2-7] 給排水管劣化状況 調査結果（2021年度時点）

【単位：基】

対象校	設備	高架水槽				計	受水槽				計
		A	B	C	D		A	B	C	D	
小学校		15	88	6	0	110	28	56	2	2	89
		13.6%	80.9%	5.5%	0.0%	100.0%	31.5%	64.0%	2.2%	2.2%	100%
中学校		5	35	1	2	43	9	34	1	0	44
		11.6%	81.4%	2.3%	4.7%	100.0%	20.5%	77.3%	2.3%	0.0%	100%
合計		20	124	7	2	153	37	91	3	2	133
		13.1%	81.0%	4.6%	1.3%	100.0%	27.8%	68.4%	2.3%	1.5%	100.0%

【評価】 A：良好

B：クラックや発錆、塗装の剥がれ等がある

C：ガラス繊維の露出、広範囲におけるクラック・発錆・塗装剥がれ等がある

D：漏水、光の透過、藻の発生、腐食等がある

※ A～Dの基準は市独自で設定

〔表 2-8〕 高架水槽及び受水槽劣化状況 調査結果（2021 年度時点）

④ バリアフリー適合状況調査

2021 年 4 月に施行された改正バリアフリー法への対応状況を把握するため、移動等円滑化経路⁴等の整備状況を調査しました。全体的には、中学校に比べ小学校の整備率が低い状況にあり、早期の対応が求められます。

A) 車椅子使用者用トイレ

	小学校		中学校		全体 整備率
	整備済数	整備率	整備済数	整備率	
校舎	31校/92校 (31校/92校)	33.7% (33.7%)	20校/47校 (20校/44校)	42.6% (45.5%)	36.7% (37.5%)
体育館	20棟/92棟 (20棟/92棟)	21.7% (21.7%)	20棟/50棟 (20棟/46棟)	40.0% (43.5%)	28.2% (29.0%)

B) スロープ等による段差解消

	小学校		中学校		全体 整備率
	整備済数	整備率	整備済数	整備率	
校舎	57校/92校 (57校/92校)	62.0% (62.0%)	32校/47校 (32校/47校)	68.1% (68.1%)	64.0% (64.0%)
体育館	42棟/92棟 (42棟/92棟)	45.7% (45.7%)	33棟/50棟 (33棟/50棟)	66.0% (66.0%)	52.8% (52.8%)

C) エレベーター

	小学校		中学校		全体 整備率
	整備済数	整備率	整備済数	整備率	
校舎	18校/92校 (4校/5校)	20.0% (80.0%)	12校/47校 (3校/5校)	25.5% (60.0%)	21.4% (70.0%)
体育館	92棟/92棟 (5棟/5棟)	100% (100%)	39棟/50棟 (5棟/5棟)	78.0% (100%)	92.3% (100%)

※ () は国の整備目標に対する数値で、「A) 車椅子使用者用トイレ」は避難所に指定されているすべての学校に整備、「B) スロープ等による段差解消」はすべての学校に整備、「C) エレベーター」は要配慮児童生徒等が在籍するすべての学校に整備するよう設定されている。

※ 校舎の整備済数は、A) 校舎内に1以上あるもの、B) すべての校舎棟に段差無しで1階床面まで上がることが可能なもの、C) いずれかの校舎棟に1基あるものをカウント。

※ 「C) エレベーター」の体育館は「平屋建て」「校舎一体」「2階非居室・専用室（放送室など）のみ（ELV 不要）」のものについて、整備済数にカウント

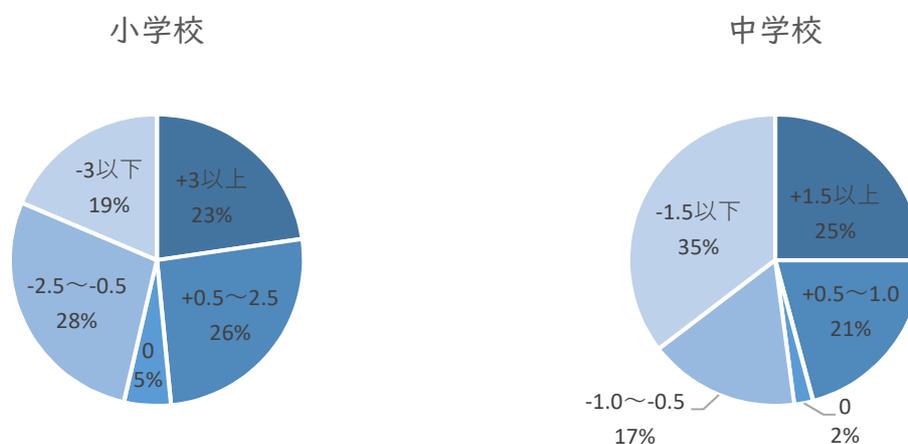
〔表 2-9〕 バリアフリー適合状況 調査結果（2025 年 3 月時点）

⁵ 車椅子利用者等が、敷地入口から建物内各居室まで自力で移動できる経路。1以上の経路設定が義務付け。

⑤ 教室配置・利用状況調査

発達支援学級の新增設、外国籍児童生徒のための日本語指導教室や不登校児童生徒のための校内まなびの教室設置への対応など、学校施設規模・機能の適正化に向けた基盤情報を整理するため、校舎内の普通教室規格の所有数量や利用状況、普通教室への転用可能な教室の所有・設備整備状況、ゾーニング状況を調査しました。さらに、今後の学校施設機能として本来必要な教室数を所有しているかどうかの充足度を学校規模に応じて判定する「適正度」を浜松市独自に算出しました。

その結果、2022年度から2028年度までの学級数のピーク時において、約半数の学校で余剰教室がなく、多目的教室が十分に確保できていない状況で、個別最適な学びの実現に向けた教室所有の充足度はあまり高い状況と言えないことが確認できました。



※ 適正度の数値は1教室に相当することを示す（例：「-3」は3教室分の不足）

〔図 2-1〕 教室配置・利用状況 調査結果（2022年度時点）

⑥ 防球ネット等劣化状況調査

児童生徒の安全管理や学校施設管理上に影響を与える可能性のある学校敷地内の工作物や修景物⁶について、保有状況や劣化状況を調査しました。

調査結果は次のとおりで、工作物の多くは、校舎建築時に同時に整備され、その後未改修のものが多く、特にフェンスの劣化が進んでいます。修景物については、安全又は安全確保済みの措置が取られているものが多い一方で、一部に所有者不明など、設置・管理団体が明確でないものも確認されており、適切な施設管理を行う上で、さらなる対応が求められます。

⁶ 記念碑や立像といった、屋外に設置されているモニュメント類のこと

防球ネット

【単位：校】

対象校	評価						計
	A	B	C	D	Z	(設置なし)	
小学校	11	20	17	25	11	8	92
	12.0%	21.7%	18.5%	27.2%	12.0%	8.7%	100.0%
中学校	4	7	13	11	12	0	47
	8.5%	14.9%	27.7%	23.4%	25.5%	0.0%	100.0%
合計	15	27	30	36	23	8	140
	10.7%	19.3%	21.4%	25.7%	16.4%	5.7%	100.0%

防犯フェンス

【単位：校】

対象校	評価						計
	A	B	C	D	Z	(設置なし)	
小学校	2	5	15	66	4	0	92
	2.2%	5.4%	16.3%	71.7%	4.3%	0.0%	100.0%
中学校	0	2	5	36	4	0	47
	0.0%	4.3%	10.6%	76.6%	8.5%	0.0%	100.0%
合計	2	7	20	102	8	0	140
	1.4%	5.0%	14.3%	72.9%	5.7%	0.0%	100.0%

プール周辺フェンス

【単位：校】

対象校	評価						計
	A	B	C	D	Z	(設置なし)	
小学校	8	12	37	32	0	3	92
	8.7%	13.0%	40.2%	34.8%	0.0%	3.3%	100.0%
中学校	3	9	16	13	0	6	47
	6.4%	19.1%	34.0%	27.7%	0.0%	12.8%	100.0%
合計	11	21	53	45	0	9	140
	7.9%	15.0%	37.9%	32.1%	0.0%	6.4%	100.0%

門扉等

【単位：校】

対象校	評価						計
	A	B	C	D	Z	(設置なし)	
小学校	4	34	24	26	2	2	92
	4.3%	37.0%	26.1%	28.3%	2.2%	2.2%	100.0%
中学校	6	14	15	9	3	0	47
	12.8%	29.8%	31.9%	19.1%	6.4%	0.0%	100.0%
合計	10	48	39	35	5	2	140
	7.1%	34.3%	27.9%	25.0%	3.6%	1.4%	100.0%

修景物

【単位：校】

対象校	評価		計
	○	×	
小学校	74	18	92
	80.4%	19.6%	100.0%
中学校	35	12	47
	74.5%	25.5%	100.0%
合計	109	30	140
	77.9%	21.4%	100.0%

【評価（工作物類）】A：健全、B：良好、C：劣化進行（本来予防時期）、D：劣化顕著（改修必須）、Z：緊急（危険部位あり）

【評価（修景物）】○：安全又は安全確保済、×：対策が必要

※ A～Zの基準は市独自で設定

※ 修景施設の評価は、倒壊時に危険回避できるか否かにて判定

[表 2-10] 防球ネット等劣化状況 調査結果（2021年度時点）

2 年少人口等の状況

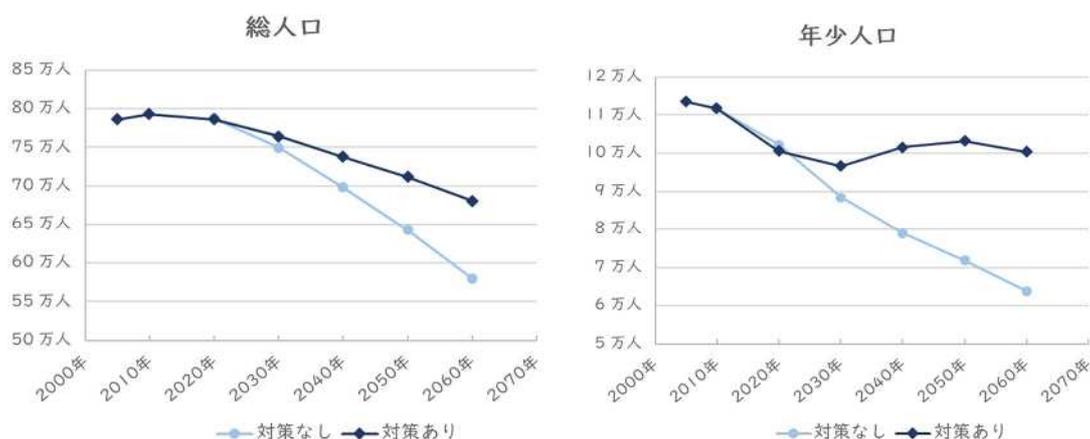
(1) 市の総人口と年少人口の推移

本市の総人口は、2020年時点で約78.7万人、15歳未満の年少人口は約10.2万人です。

本市では、「浜松市『やらまいか』人口ビジョン」を策定し、人口減少抑制に向けた取り組みを進めていますが、対策をしない場合は、年少人口は今後も毎年1%程度減少し続け、2060年には約6.4万人になるものと推計されます。

年少人口の動向は、小中学校施設と密接な関わりのある重要な要素ですので、人口推計をベースに、今後の施設全体のあり方を検討する必要があります。

また、個別の学校整備においては、地域によって人口増減の状況が異なり、各地域の自然増・社会増の影響を勘案した、中長期的な児童生徒数を検証した上で、適正規模の施設を整備する必要があります。



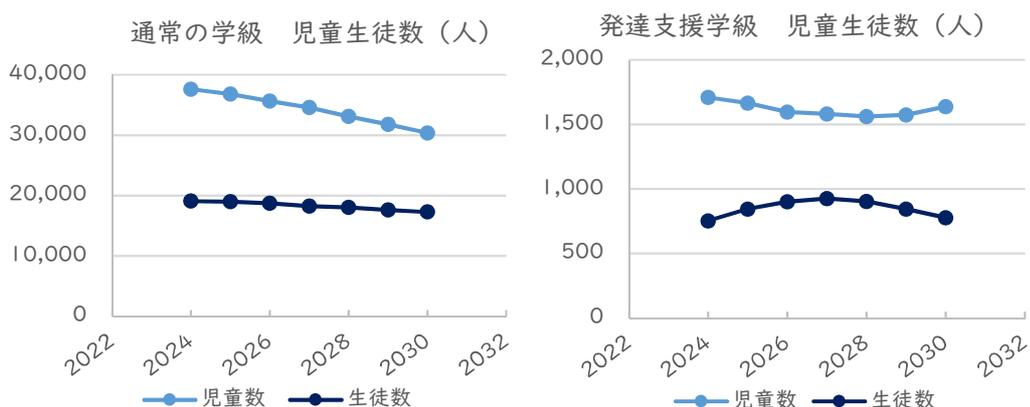
【出典】浜松市『やらまいか』人口ビジョン（令和2年度改訂版）P2、36、40を基に作成

〔図 2-2〕浜松市総人口・年少人口の推移

(2) 児童生徒数等の推移

① 児童生徒数

2024-2030年度の6年間で児童数は19%減少、生徒数は9%減少する見込みです。発達支援学級に限ると児童数は4%減少、生徒数は3%増加する見込みであり、児童生徒数の減少割合は発達支援学級よりも通常の学級にて顕著になるものと推計されます。また、児童生徒数は通常の学級ではどの年も一貫して減少するのに対し、発達支援学級では前年度比で増加する年度もみられる見込みとなっております。



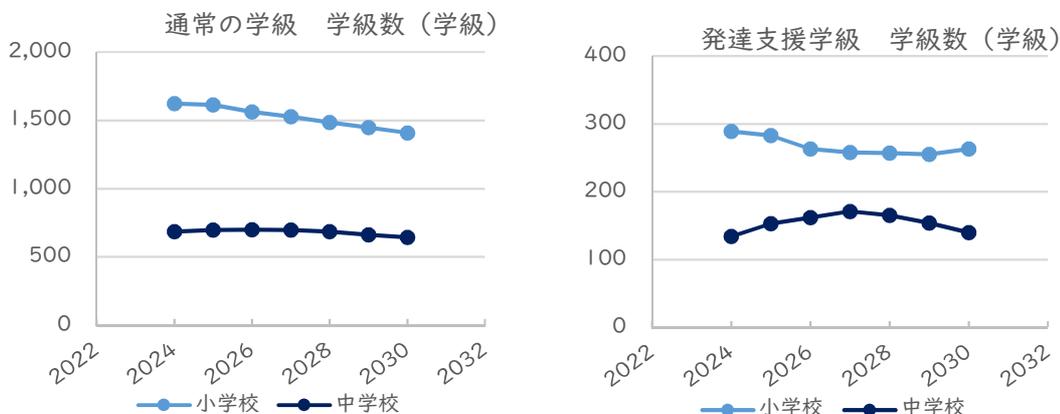
【出典】教育支援課推計を基に作成

[図 2-3] 児童生徒数の推移

② 学級数

2024-2030年度の6年間で小学校は13%減、中学校は6%減少する見込みです。発達支援学級に限ると小学校は9%減少、中学校は4%増加する見込みであり、学級数の減少割合は発達支援学級よりも通常の学級にて顕著になるものと推計されます。

※ ただし、中学校は2028年度より35人学級となる予定であり、学級数が増える見通し

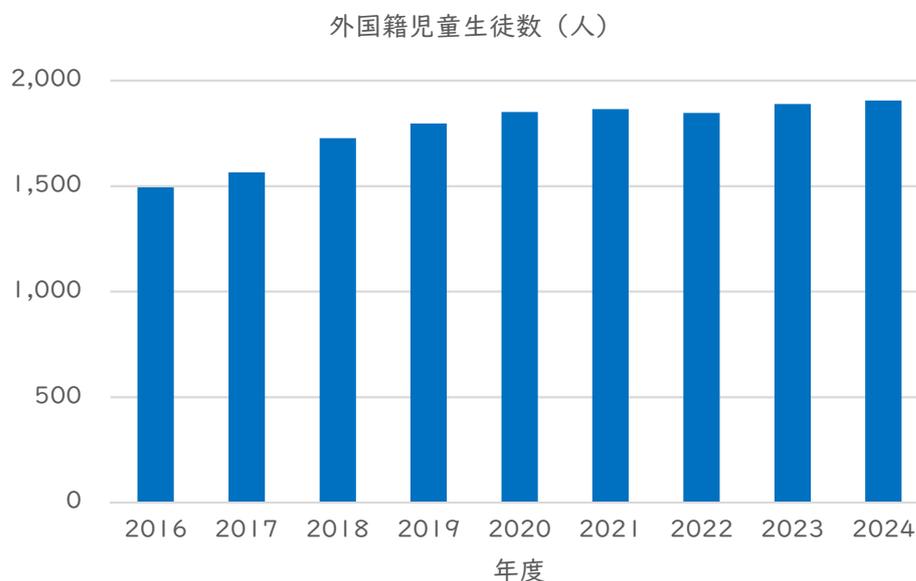


【出典】教育支援課推計を基に作成

[図 2-4] 学級数の推移

③ 外国籍児童生徒数

外国籍児童生徒数は2016-2024年度の8年間で28%増加しました。2020年～2022年はコロナ禍による入国規制のため増加は見られなかったものの、規制解除により、その後増加に転じております。



【出典】教育支援課「帰国・外国籍等児童生徒統計」を基に作成

[図 2-5] 外国籍児童生徒数の推移

④ 不登校児童生徒数

不登校児童生徒数は2015-2023年度で一貫して増加しており、2023年度には2015年度の約2.6倍となっております。

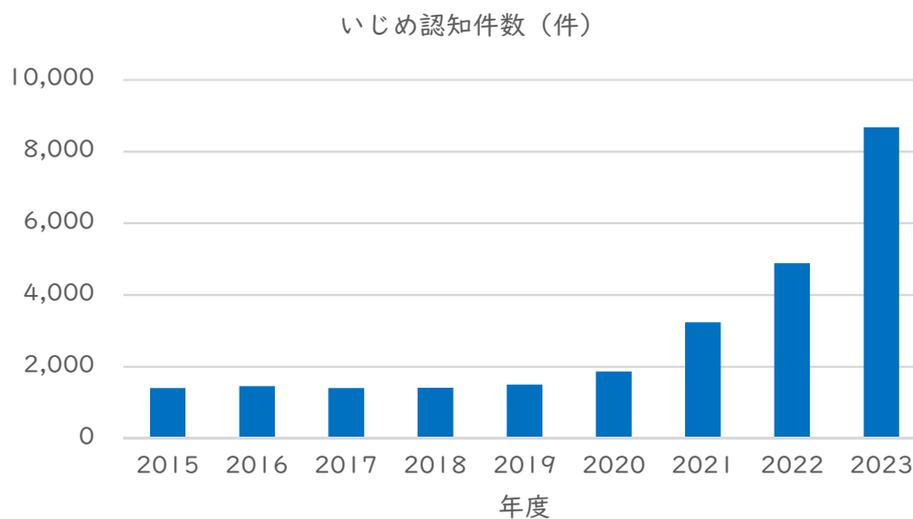


【出典】指導課、教育支援課「問題行動、いじめ及び不登校の実態について」を基に作成

[図 2-6] 不登校児童生徒数の推移

⑤ いじめ認知件数

いじめ認知件数は 2015-2019 年度では横ばいの傾向でしたが、2020 年度からは一貫して増加しており、2023 年度は 2015 年度の約 6.2 倍となっております。



【出典】指導課、教育支援課「問題行動、いじめ及び不登校の実態について」を基に作成

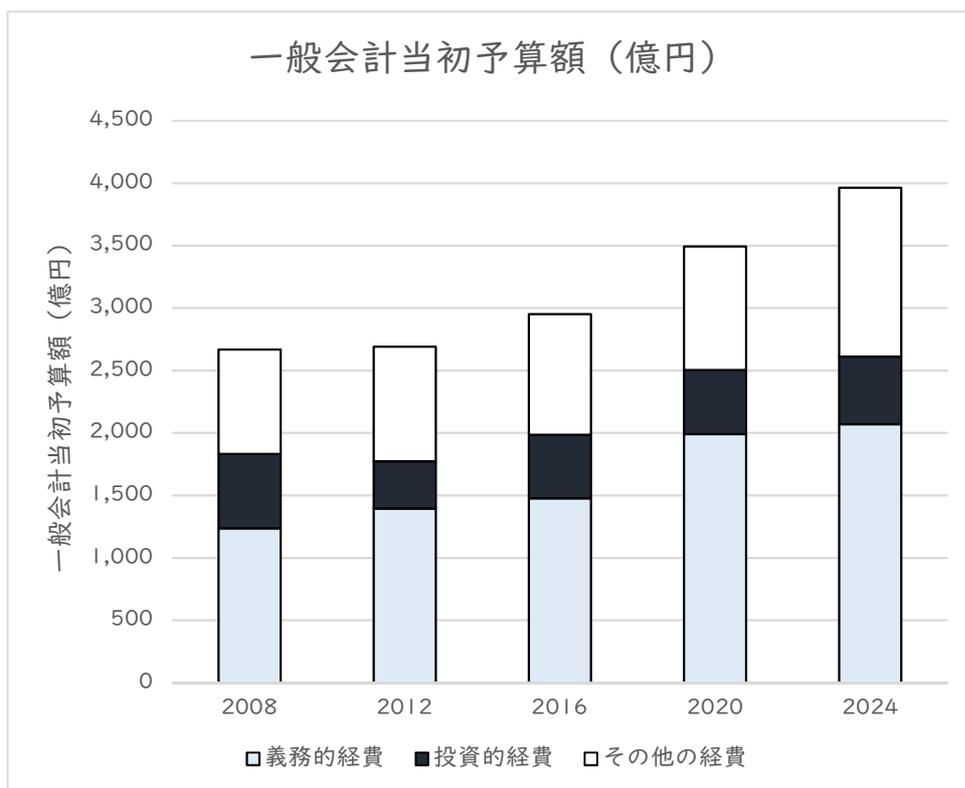
[図 2-7] いじめ認知件数の推移

3 財政の状況

(1) 本市の財政状況

2024年度の本市の一般会計のうち、社会保障等の義務的経費⁷は約52%を占めており、高齢化社会の進展とともに、その割合は大きくなるものと思われます。

また税収は、経済の低成長時代の到来や生産年齢人口の減少などにより、大幅な伸びは期待できず、小中学校施設整備費（投資的経費⁸）の確保は、今後増々困難を極めるものと想定されます。



[図2-8] 一般会計予算（当初予算）の推移

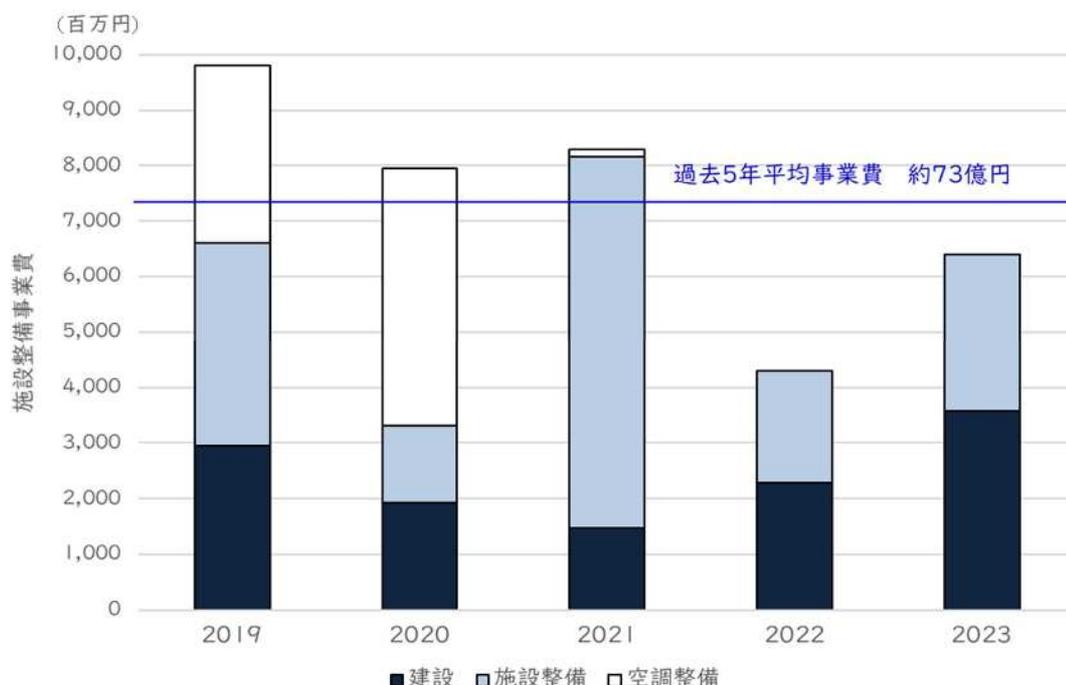
【出典】当初予算案の参考資料（令和5年度）P. 8, 14

⁷ 歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に節減できない経費

⁸ その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費

(2) 学校施設整備費の実績と将来コスト

これまでは、使用期間を60年とした改築や、築30年を目途とした大規模改造工事、劣化顕著な屋根や外壁などの事後保全による改修工事、普通教室への空調整備などを実施してきており、過去5年で、平均約73億円/年の整備費が必要でした。



※ 施設整備・更新に要する事業費の算出方法
施設種類ごと(校舎・体育館・武道場)に、直近事例より工事種類ごと(改築・大規模改造・小規模改修)の単価を算出し、現所有面積を継続維持する前提で算出

[図 2-9] 学校施設整備費の推移 (予算額)

しかし、老朽化した小中学校施設が更に増加する中、今後は、施設の補修に加え、改築等を含む抜本的な対応が必要となります。仮に、現有施設の全てで、これまでのような築60年で改築する施設整備・更新を進めた場合は、平均で実に約192億円/年(※)の経費が必要となります。

※築60年での建替えに向け、中間の築30年で大規模改造(躯体の健全化改修は行わない)を実施、さらにその中間期毎に小規模改修(屋根・外壁等改修)を実施した場合の事業費を算出。
なお、各事業費は2024年度時点の面積単価を基に算出。

4 課題

(1) 施設状況に応じた長寿命化対応

これまでの学校施設整備は、事後保全による屋根や外壁等の改修を主体として進めてきました。今後は保有資産のさらなる有効活用を目指し、80年間の使用に耐える施設となるよう、施設に不具合が生じる時期を事前に想定し、定期的な点検と保守作業を通じて安定的かつ継続的な使用を確保するための計画的な修繕に努めるとともに、特に劣化の著しい施設内部の改善や給排水設備等の更新を計画的に進める必要があります。

個別の整備においては、過去の児童生徒の増加に伴う校舎増築などにより、1つの学校内で施設築年数に差異がある学校が多数存在し、当時の整備方針等の違いにより学校施設の形態や仕様、改修履歴は様々であることから、施設の状況に応じた効率的・効果的な施設整備を進めるための事業工夫が重要となります。

(2) 多様化する教育環境への対応

市内全体的に児童生徒数は減少傾向にあるものの、局地的な人口増加や法改正による小学校35人学級編制、発達支援学級の新增設、日本語指導教室や校内まなびの教室設置などにより、教室数が不足している学校も多く存在しております。

学びのスタイルも個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、「主体的、対話的で深い学び」を実現するよう求められており、施設の老朽化対策に合わせて施設規模や機能の適正化、社会ニーズへの対応など、多様化する教育環境に対応した施設整備を進めていくことが求められています。

(3) 事業費の縮減と平準化

本市の学校施設全475棟のうち約7割が築40年以上経過し、特に築40～55年が約5割を占めており、早期に改築や大規模改修を実施する必要があります。さらには、今後10年間で築40年を超過する学校も約14%あり、集中的な対応が求められています。

加えて、段差解消やバリアフリースイールの整備などの改正バリアフリー法対応、高効率照明や省エネルギー型空調の導入といった環境負荷低減に向けた対策、体育館や特別教室などの地域利用促進といった社会ニーズにも対応する必要があります。今後も継続的に多額の施設整備費用が必要となります。

このため、中長期的な視点に基づく施設規模の設定や財政負担の軽減、予算の平準化等に継続的に取り組む必要があります。

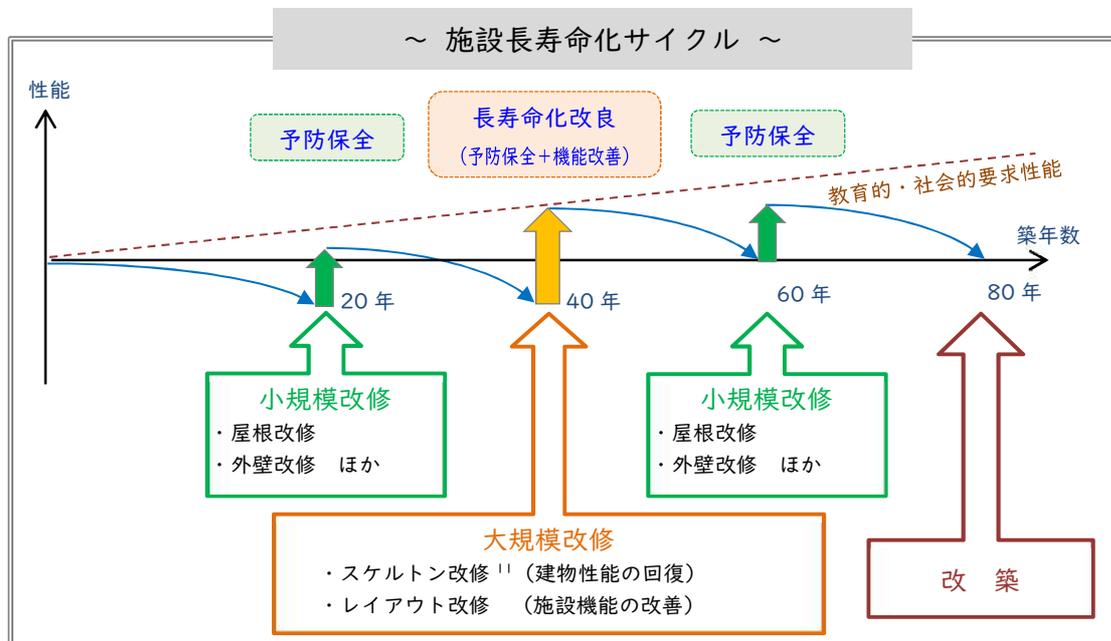
第3章 学校施設整備の基本的な考え方

浜松市小中学校施設整備適正化方針で示した現状と課題、基本理念、また、前章で記載した「学校施設を取り巻く現状と課題」等を踏まえ、今後の学校施設整備における基本的な考え方を、次のとおり示します。

1 整備周期

「⁹予防保全⁹と機能改善¹⁰を基本とした
「施設長寿命化サイクル」による目標使用年数 80 年を実現、

- 小中学校施設の目標使用年数は、保有資産の有効活用、中長期的な財政負担の軽減、施設の劣化状況等を考慮し、浜松市公共建築物長寿命化指針で示された 80 年 を基本とします。
- これを実現するため、概ね築 20 年及び 60 年を目途に施設の予防保全を目的とする小規模改修を行い、加えて築 40 年には施設の予防保全と機能改善を同時に行う長寿命化改良を目的とした大規模改修を実施する整備周期（施設長寿命化サイクル）により、学校施設の環境整備に努めます。



[図 3-1] 施設長寿命化サイクル

⁹ 屋根・外壁・給排水などの施設や設備が故障や不具合を起こさないよう、前もって修繕を行うこと

¹⁰ 施設の機能や性能を、現在及び近い将来求められる水準まで引き上げるための改修等を行うこと

¹¹ 躯体のみを残し、外装・内装・設備類のリニューアルと、中性化対策等の躯体改良を実施すること

2 整備内容

耐用年数と機能向上を考慮した 持続可能な施設利用に向けた整備

- 施設の持続的な使用を実現するために、1の「施設長寿命化サイクル」で実施する整備内容は、次の内容を基本形として整備を進めます。
- 小規模改修では建物の予防保全を目的に、屋根・外壁の改修を中心に整備を行います。
- 大規模改修では建物の維持保全に加え、機能の向上を図ることを目的に、改築同等の整備（スケルトン改修による老朽化対策）と、レイアウト更新やバリアフリー化といった機能・環境の改善整備を行います。
- この他に、自然災害や予期せぬ事故などの突発的な事象により修繕等が必要となった場合は、都度対応してまいります。

区分	改修・更新項目	築 20・60 年 小規模改修	築 40 年 大規模改修	築 80 年 改築
安全・安心	躯体の健全化 (屋根・外壁の改修)	○	○	○
	更なる耐震化	-	○(※)	○
老朽化対策	内装、建具・家具の改修	△	○	○
	基幹設備の更新	△	○	○
	受水槽・高架水槽	△	○	○
	埋設管類の取替	-	○	○
	設備幹線・配管の更新	-	○	○
環境改善 ・ 機能適正化	レイアウト更新	-	○	○
	トイレ改修(洋式化等)	△	○	○
	多目的教室の整備	-	○	○
	スマート管理化(電子錠)	-	○	○
	施設ZEB化(断熱化等)	-	○	○
	空調設備更新、照明LED化(※)	△	○	○
バリアフリー化	バリアフリースイールの整備(※)	-	○	○
	エレベーター整備・更新	-	○	○
その他	建築基準法不適格解消	-	○	○
	社会的ニーズ	-	○	○

※ 「更なる耐震化」については、現在耐震ランク「Ⅱ」となっている建築物が対象

※ △は劣化状況に応じて実施 内装、建具・家具：木部・木仕上げ部の塗装改修

トイレ：衛生器具更新、水栓非接触化 など

※ 「空調設備更新、照明LED化」「バリアフリースイールの整備」については、上記を整備原則とするほか、別途事業計画を作成し個別事業・臨時事業を実施

[表 3-1] 各段階における整備内容

3 更なる事業工夫

「6つのタイプに基づく施設整備、学校単位での効率的な事業実施、学校規模適正化や複合化・共用化等の検討」

今後は、前述の1・2を基本として学校施設整備を実施してまいります。現時点で既に大規模改修の実施時期である築40年を超える学校施設が多くあり、特に今後10年間で改修時期が集中している状況です。

このため、これに対応するための財源を捻出することが大きな課題となり、以下に示す3つの事業工夫により、事業コストの縮減、予算の平準化を図り、厳しい財政事情に対応した、効率的・効果的な学校施設整備を進めてまいります。

(1) 6つのタイプに基づく施設整備

1で示した施設寿命化サイクルに基づく整備（20・60年目の小規模改修、40年目の大規模改修、80年目の改築）を基本としつつ、第2章で記載した建築物劣化状況調査等に基づく実際の劣化状況、過去の施設整備の実施状況、今後の児童生徒数の予測、学校施設のあり方（存続検討）等を総合的に勘案する中で、「6つの整備Type」により事業手法や整備時期の再整理、事業の平準化を図ってまいります。

整備タイプ	整備の手法・考え方（※）
早期改築型	築年数が著しく大きい学校は、早期に改築することで機能改善と規模適正化を図るとともに、市内全体の整備の平準化を図る（将来的な改築ピークを平準化）
延命改築型	過去に大きな改修履歴のあるものは一定の健全度を保てており、次の大きな整備時期到達時には相当の築年数を経過してしまうことから、部分的な保全改修により一定期間延命したうえで改築を実施。市内全体の整備の平準化も図る。
大規模延命型	過去に大きな改修履歴がないものは、大規模改修の実施により施設状態や低下する機能の改善を図っていく。ただし、本来の大規模改修適齢期を超過していることより、60年小規模を行わずに改築を実施（大規模改修実施の30年後）。 また、整備実施時の経過築年数と施設・構造躯体健全度、教室数適正度によっては、整備後の使用年数と補助適用を考慮して改修内容や整備手法を変更して実施する（延命改築【中規模】）
標準型	築年数が浅く大規模改修適齢期を超過していないものについて、施設長寿命化サイクルに沿って整備を実施
二群サイクル型	築年数が大きく異なっていることより、一斉整備を行わず棟毎に整備。事業実施機会を増やすことにより、施設機能・規模適正化を図るタイミングを増やしていく。
小規模校保全型	存続検討をふまえたうえで、必要部位を保全改修

これらの「6つの整備 Type」により、施設長寿命化サイクルを変則させて事業を進めていく意図は、以下の通りです。

➤劣化の進行実態を踏まえた変則サイクルによる事業の平準化

第2章4(3)で示すように、早期に大規模改修を実施する必要がある学校が膨大にあり、事業が集中します。また、将来的な改築時期も集中します。

そこで、築年数のみでなく、築年経過による劣化状況や健全度の移り変わりの実態検証を踏まえて事業サイクルを変則化させることで、長期にわたる事業の平準化を図っていきます。

➤国庫補助の適正な活用による事業性の向上

事業1つずつの事業性を高めるためには国庫補助の活用が重要であるが、大規模改修（長寿命化改良）後30年以上使用継続する補助要件があり、改修を実施する築年によっては、目標使用年数である80年を大きく上回る施設使用期間となり、施設の耐久性が危ぶまれます。

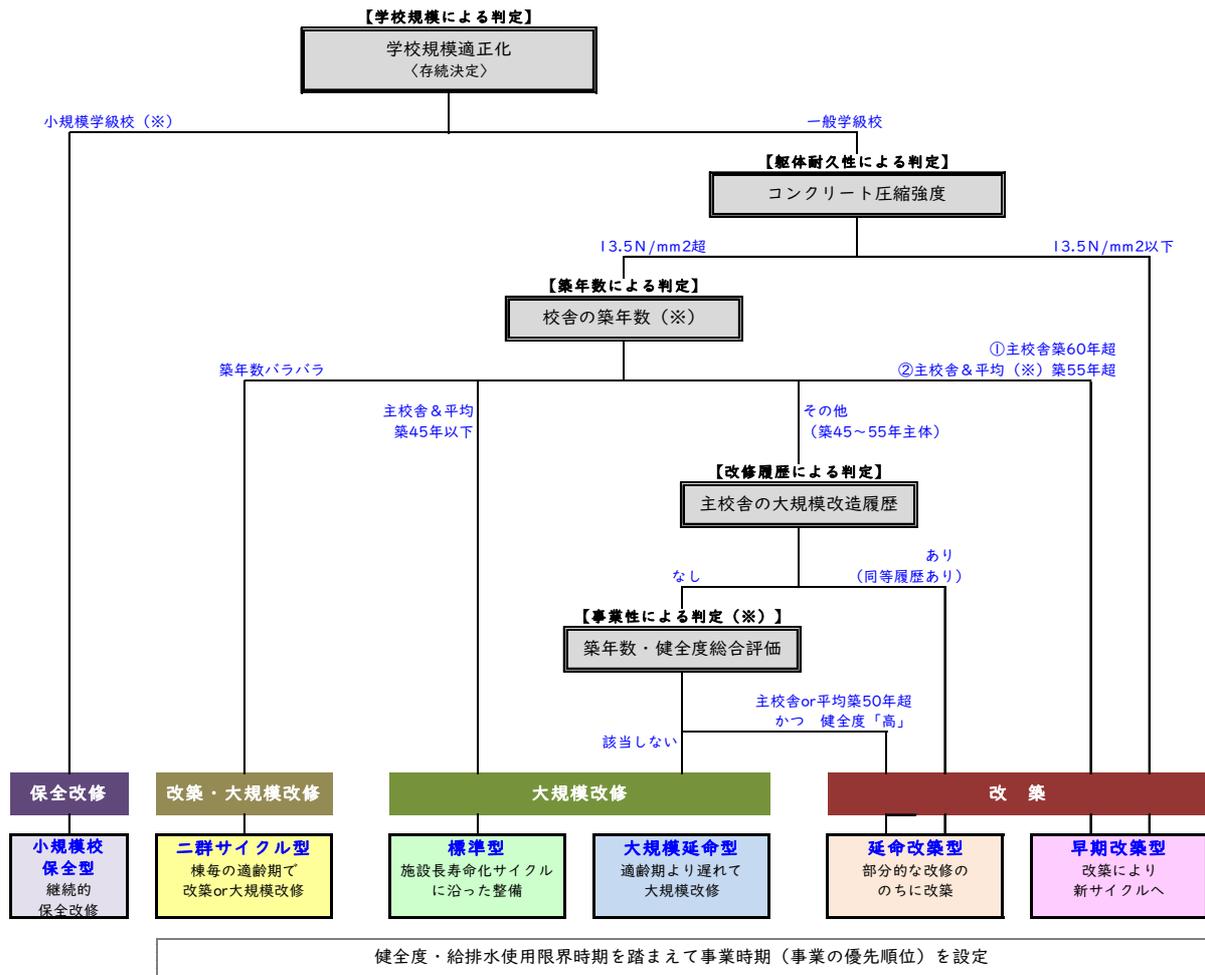
そこで、改修実施30年後の到達築年数を踏まえ、大規模改修を実施する築年限界ラインを考慮した事業手法を選択することで、財政負担の軽減を図っていきます。

➤オーバースペックの回避

現在所有する学校施設面積は国の面積基準に対し不足している状況ですが、今後の児童生徒数推移より、15～20年後には、市全体として現在の所有面積が国の基準面積を満たしていく想定です。

そこで、築年数の大きい学校を中心に、劣化状況を踏まえた部分的な改修により15年後以降に改築する延命化を行うことで、オーバースペックの回避を図っていきます。

なお、6つの整備 Type（事業手法）の決定フローや各タイプの進め方は次のとおりで、これにより効率的・効果的な学校施設整備を図ってまいります。



※築年数 : 本計画施行開始時(2025年度時)における築年数 ※平均 : 全校舎の加重平均による築年数
 ※小規模学級校 : 全学年単学級以下の小学校 ※事業性による判定 : 国庫補助「長寿命化事業」の補助要件「改修後30年使用」を踏まえた判定
 ※主校舎 : 全校舎のうち過半面積を占める面積を有する棟

[図 3-2] 事業手法決定フロー

事業手法	経過築年数 (2025時)	選択要件	整備の進め方	《長寿命化の事業工程『時系列』》						整備Type
				2025	2045	2065	2085	2105		
改築	築60年超	①主校舎築60年超	早期に改築し、 新たな施設長寿命化サイクルをスタート! ▼築70年前後 改築 ※大規模改修、小規模改修を行わない	新	⇒標準サイクル					早期改築型
		②主校舎&全平均 築55年超	必要部位改修・延命化 ⇒改築へ! ▼築55~65年頃 部位改修 ▼築80年前後 改築 ※大規模改修を行わない	新	⇒標準サイクル					延命改築型
大規模改修	築45~60年	①主校舎の大規模改造 実施済み	大規模改修 ⇒使用期間を延ばし改築へ! ▼築45~55年 大規模改修 ▼築80年前後 改築 (大規模改修実施30年後) ※小規模改修 (60年) を行わない	新	⇒標準サイクル					大規模延命型
		②主校舎&全平均築50年超 かつ 健全度「高」	施設長寿命化サイクルに基づいた長寿命化! ▼築25年頃 20年小規模 ▼築45年頃 大規模改修 ▼築65年頃 60年小規模 ⇒改築 (築85年)	新	⇒標準サイクル					標準型
大規模改修	築45年以下	③主校舎の大規模改造 未実施	一斉整備を行わず棟毎に整備 ▼棟毎に施設長寿命化サイクルに沿って整備 ※事業実施機会を増やすことにより、施設規模適正化を図るタイミングを増やしていく	新	⇒標準サイクル					二群サイクル型
		④主校舎&全平均 築45年以下	存続検討のうえ、必要部位の保全改修 ▼劣化顕著部位の保全改修 (継続的に)							小規模校 保全型

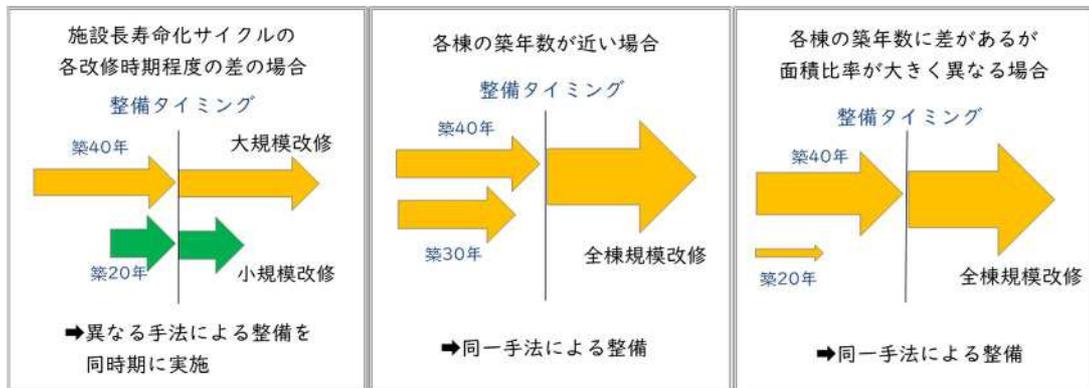
[図 3-3] 整備タイプ (6分類)

(2) 学校単位での効率的な事業実施

同じ学校内には、繰り返し増築を行った校舎など異なる築年数の施設があり、それぞれの改修時期に個々に整備を進めると、非効率な事業となる可能性があります。特に、大規模改修や改築時に必要となる仮設校舎は、設置・撤去に係るコストが非常に大きく、継続的に使用することで経費を抑えることができます。

このため、各棟の築年数が「施設長寿命化サイクル」の各改修時期程度の差の場合には、異なる手法でも可能な限り整備のタイミングを揃えて一斉に施設更新を進めることに加え、各棟の築年数が近い場合や各棟（特に校舎）の築年数に差があるが面積比率が大きく異なる場合には、同一手法による整備を実施します。

これらに該当しない場合は一斉整備が困難ですが、事業の合理性を図るために、2回のタイミングでまとめた単位で進めてまいります（6つの整備タイプ「二群サイクル型」）。



[図 3-4] 整備タイミングの考え方

また、工期あたりの整備対象面積を設定することや長期休暇期間を運営切り替え期間に設定するなど事業工程を工夫することにより、事業費の削減と、施設整備に伴う学校運営上の負担軽減を図ってまいります。

	3～4年度前	2年度前	1年度前	1年度 〈着工年度〉	2年度	3年度	4年度
基本構想	■						
基本設計		■					
実施設計			■				
大規模改修				■	■	■	■
仮設校舎				■	■	■	■

[図 3-5] 標準工程（大規模改修の場合）

(3) 学校規模適正化や複合化・共用化等の検討

今後の学校施設整備に当たっては、人口減少は欠かすことのできない課題です。このため、子供たちの教育環境の向上や地域の状況を十分に考慮するとともに、幅広い意見を聴取する中、まずは学校の規模適正化について、検討を進めてまいります。

また、施設整備に当たっては、学校や他の公共施設等をそれぞれ単体で整備する場合よりも、複数の公共施設等を複合施設として一体的に整備することや、既存施設を有効活用することで、全体の整備費用を削減し、支出の平準化を図ることができる場合があります。

このため、学校施設と他施設で相互に高機能化・多機能化を実現するメリットがあり、また、児童生徒や地域住民に多様な学習環境を創出することで利用者相互の交流の促進に繋がる場合などには、積極的に施設の複合化・共用化等の検討を進めてまいります。

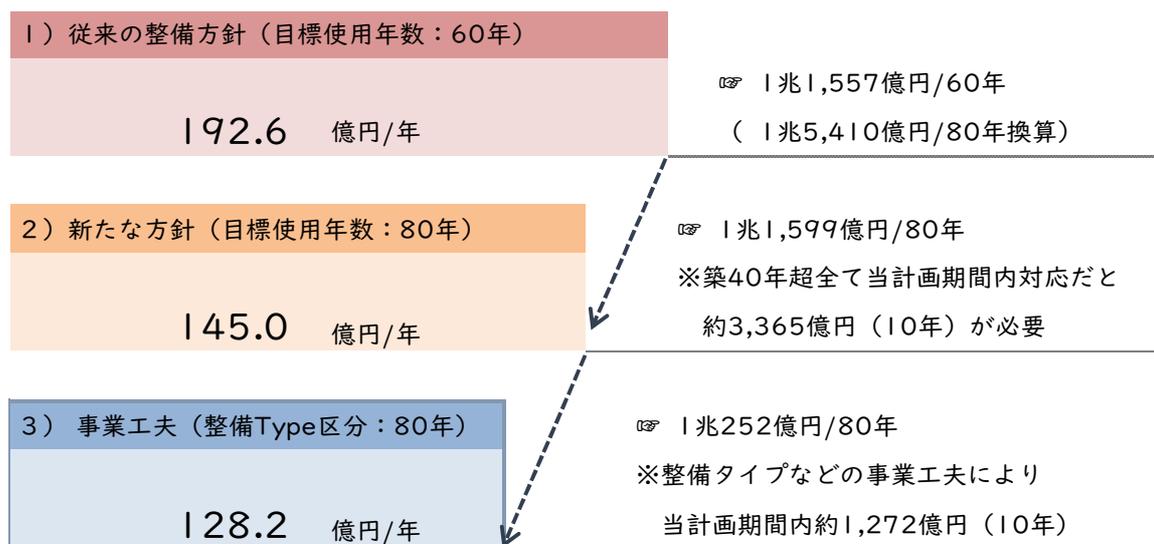
併せて、中・長期的な視点で児童・生徒数の将来予測を考える中で、今後の更なる人口減少にも対応可能な、他施設への転用が容易となる学校施設を、整備してまいります。

4 事業効果（事業費の縮減と予算の平準化）

長寿命化サイクルと事業工夫により 年間約 64 億円の事業費縮減と予算の平準化を実現

1～3に基づき学校施設整備を実施することで、次の効果が見込まれます。

- 目標使用年数を 60 年から 80 年とした長寿命化サイクルによる整備周期で進めることで、**年間約 48 億円のコスト縮減**を実現
- 20 年ごとの予防保全と築 40 年での機能改良による整備内容を、健全度と設備の耐用年数を踏まえた時期に進めることで、施設ダメージが大きくなる前に整備を実施することとなり、**効果的な事業費投資**による事業推進が可能
- 「6 つの整備 Type」「学校単位での事業化」及び「効果的な工程設定」などにより、**年間約 17 億円の更なるコスト縮減**を実現するほか、施設延命措置による事業集中の回避により予算を平準化



[図3-6] 事業費縮減・平準化の効果

また、3（3）に基づく市有施設の複合化・共用化等の検討により、さらなる事業費の見直しに取り組んでまいります。

第4章 実施に向けて

浜松市小中学校施設整備適正化方針に示した現状と課題、基本理念、また、第2章で記載した「学校施設を取り巻く状況」等を踏まえ、今後の学校施設整備の実施に向けた計画（事業計画）と、この計画を補完する指針等を、次のとおり示します。

上位計画である浜松市小中学校施設整備適正化方針と本計画を基盤とする中で、社会情勢の変化や指導要領等の改訂、施設劣化の進行状況などに応じて、計画や指標類の適切な見直しを行い、事業を持続的に推進してまいります。

1 事業計画（予定）

本計画期間10年間の整備校数や整備費用を取りまとめた結果は、次のとおりです。これは、前章までの検討を基に、全140校の80年整備計画（＝施設長寿命化の1サイクル期間での全体事業計画）を組み立てた上で設定したものです。

今後はこの事業計画に基づき計画的に整備を実施し、老朽化対策と教育環境の向上を、一体的に進めてまいります。

なお、施設の状況は年々変化していくため、継続的に施設状態を調査・把握し、必要に応じ、事業計画（80年整備計画含む）を見直してまいります。

(実施校数)		本計画期間											期間計
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
改築	早期改築型	-	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	6
	延命改築型	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2群サイクル型	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大規模改修		-	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	4
	大規模延命型	-	1	3	4	3	2	3	3	2	2	2	25
	(うち中規模延命)	-	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	5
	標準型	-	2	0	1	2	3	1	1	2	1	1	14
	保全改修	-	0	0	0	1	0	1	1	1	2	2	8
	小規模改修	26	14	6	9	7	4	8	6	4	6	6	70
総計	実施校数	26	17	10	14	14	10	14	11	11	13	13	127
	総事業費(百万円)	2,005	2,023	3,125	8,288	14,328	15,748	15,397	15,745	16,008	17,776	18,801	127,240

[表4-1] 本計画期間内の事業計画（本計画期間10年間の実施校数・総事業費）

<参考>

(実施校数)	80年計画 (校数)					80年計
	2025～ 2034	2035～ 2044	2045～ 2055	2055～ 2064	2065～ 2104	
改築	6	19	19	29	80	153
大規模改修	43	24	23	18	61	169
保全改修	8	10	1	0	0	19
小規模改修	70	36	22	23	156	307
実施校数 総計	127	89	65	70	297	648
総事業費 (百万円)	127,240	154,464	141,332	151,193	450,999	1,025,228

[表4-2] 80年整備計画 (実施校数・総事業費)

表4-1、4-2 共通事項

- ※ 整備工事の着工年度で校数を表示
- ※ 整備方法ごとに校数をカウントしているため、同一年度で重複校あり
- ※ 事業費の算出は、以下の通り
 - ・80年計画に基づいた当該年度対象校・対象施設の整備に要する事業費を計上
 - ・整備前後で面積が変動しない(現況面積のまま)前提で算出
 - ・平均的規模の学校の校舎・体育館・武道場の2024年度時面積単価により計上
- ※ 事業費の計上は、以下の通り
 - ・改築・大規模改修の工期は3工期・4ヶ年度で設定、各年度「1:2:2:1」の割合で計上
 - ・保全改修、小規模改修の工期は単年度工期の設定で計上

2 整備水準

新しい時代の学びの実現と新たな学校施設のカタチの実現に向けて必要な機能を確保するために、各施設や各部屋の整備の基本的な考え方を示す整備水準を策定します。

この整備水準は、当計画の上位計画である「浜松市小中学校施設整備適正化方針」で示した「6つの整備の方向性」を具現化したものであり、新改築時における各施設の整備理念や各部屋の配置や整備の重点事項などを記すとともに、イラスト等により表現します。また、安全対策や環境対応など社会的ニーズへの考え方や取組みについて示します。さらに、大規模改修など既存ストック活用時の事業手法における適用範囲を示します。

今後の学校施設整備では、この整備水準をベースに基本形を構築するとともに、各学校の特性に応じたカスタマイズを加えることで、市全体の教育施設の公平性を担保しながらも、地域事情や学校の個性に対応した、魅力ある教育環境を構築してまいります。

分類	整備水準作成対象
施設	校舎、体育館、武道場 など
部屋	普通教室、多目的教室、特別教室、 発達支援学級、職員室、共用空間 など
社会的ニーズ	安全対策、環境対応 など
事業手法毎の 適用範囲	大規模改修 保全改修、小規模改修 施設保全整備、学級新增設整備

[表4-3] 整備水準 作成対象

なお、学校教育を進めるうえで必要な機能を確保するために、次に示す施設規模や整備仕様等を定める各種指針を作成し、整備水準を補完します。

種類	内容	詳細
規模設定指針	児童生徒数等に応じた学校施設（校舎・体育館・武道場）の面積等を示すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・各教室・諸室の数と規模 ・既存利用における整備優先（整備到達レベル）
校舎整備指針	校舎内の各教室や部屋のあり方や基本形を示すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様、家具・設備類 ・標準レイアウト ・整備に際する留意事項
体育館整備指針	体育館のあり方や基本形（機能）等を示すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様、家具・設備類 ・標準レイアウト ・多様な利用主体を見据えた整備に際する留意事項
武道場整備指針	武道場のあり方や基本形（機能）等を示すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様、家具・設備類 ・標準レイアウト ・多様な利用主体を見据えた整備に際する留意事項
プール整備指針	水泳授業方針に基づいたプールのあり方や整備方針等を示すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・設置方針 ・コース数、仕様 ・整備時期
附帯建築物等整備指針	小規模建築物、工作物、屋外体育施設の整備の方針等を示すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・設置方針 ・各種標準規格・仕様 ・整備時期
空調設備整備指針	各施設内の空調設備の設置・更新手法を示すもの	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、更新の進め方

[表 4-4] 整備水準を補完する各種指針

3 整備プロセス

個々の学校施設の整備を着実に進めるための整備プロセスを規定します。実施フローは次項のとおりです。

基本的には、施設整備（着工）の概ね5年前を目途に基本構想を開始、関係者とともに、中長期的な視点による今後の学校施設のあり方を模索する中で、資産の有効活用、事業性向上、施設整備適正化、事業効率化を目指して以下の検証を進め、総合的な観点から事業手法を決定し、学校施設整備を実施してまいります。

（1）基本構想段階

第一段階として、現在浜松市が所有する資産の有効活用の視点で検討を行います。児童生徒数や通学距離等を考慮した学校規模適正化を図り、学校単独存続の必要性を含めた検討を行います。また、地域に現存する生活圏域施設（協働センター、図書館など）との複合化・共用化等の検討を図ります。

第二段階として、社会的な動向や多様化するニーズへの対応の視点で検討を行います。着工4年前を目処に、施設の稼働率向上に向けた民間施設活用等の検討を実施します。また、多様な社会的ニーズ対応に向けた他課事業との連携を確認し、市全体の事業性向上に努めます。

（2）基本計画段階

第三段階として、事業規模の妥当性について将来を見据えた視点で検証を行います。人口動態を考慮した適正な学校施設規模（面積）や共同利用部分利用部分に配置する諸室の設定を行います。

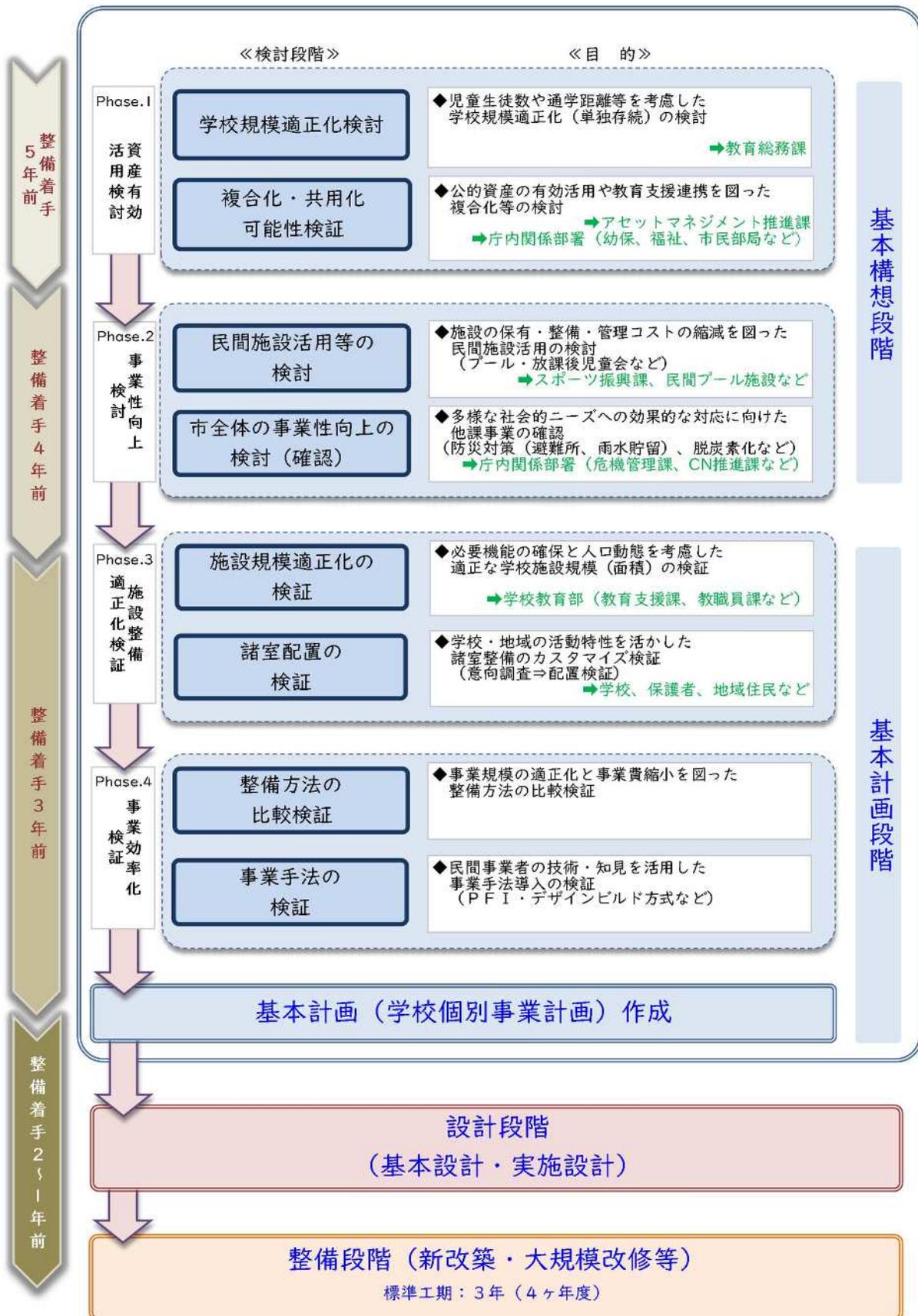
第四段階として、事業全体に係る費用の縮減化に向けた視点で検証を行います。着工3年前を目処に、全体事業費の縮減を目的とした整備方法の比較検証を行います。事業手法の検討に当たっては、PFIや設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）を導入するなどし、民間の技術力や知見の導入による整備の効率化や事業費の縮小化を図ります。

（3）設計段階

着工2年前を目処に、基本計画を具現化し概算費用を把握するための基本設計、着工1年前を目処に、工事発注に向け建築物の仕様や工事内容を確定させる実施設計に進みます。

（4）整備段階

工事施工者を決定し、新改築や大規模改修等の整備を実施します。新改築や大規模改修の標準工期は3年（4ヶ年度）とします。

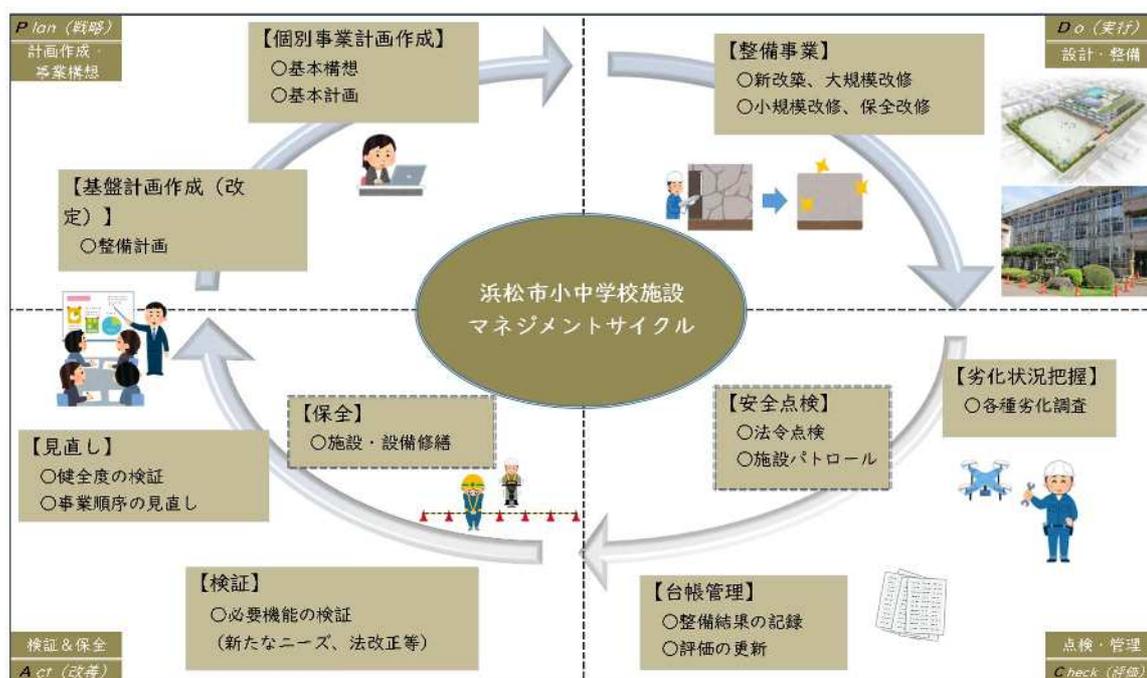


[図4-1] 浜松市小中学校施設整備プロセス（実施フロー）

4 マネジメントサイクル

学校施設の安全性を適正に確保するには、法令点検や施設パトロール（任意点検）を継続的に実施することで、故障や不具合の兆候を早期に発見し、予防保全に取り組むことが重要です。また、施設の改修履歴を正確に把握し、適切なタイミングで整備を行う必要があります。

今後は次のマネジメントサイクルにより、個々の学校施設における整備を着実に進め、蓄積した学校施設整備に関するノウハウを活かすとともに、更なる整備手法の見直しやコスト縮減など計画や指針類の改善に取り組むことで、計画を継続的に推進してまいります。



[図 4-2] 浜松市小中学校施設マネジメントサイクル (イメージ)

< 參考資料 >

< 「健全度」の算定方法 >

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(H29.3 文部科学省作成)に、本市が独自で設定した調査項目(下表※1 および※2の部位)を加え、健全度を算定。

- ・調査対象：全477棟の構成棟
 → 一つの棟が異なる築年度で構成される場合(この一つ一つを構成棟とする)は構成棟単位で調査を実施
- ・調査部位：建築物の6部位(屋根・外壁・内部・便所・電気設備・機械設備)

【算定方法】

⑤ 構成棟における劣化調査判定結果(A~Dの4段階)を、面積比率により計画棟単位で判定結果(A, A-, B+ ... D+, Dの10段階)を算出。

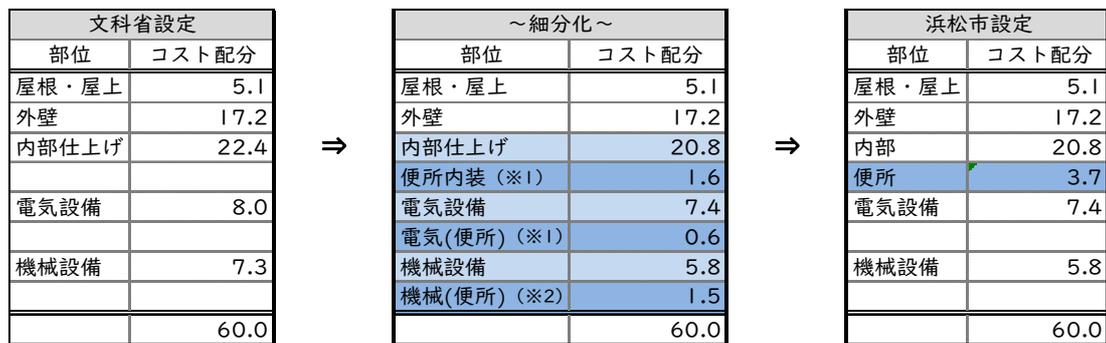
⑥ 上記①の10段階評価を点数に換算(右表参照)。

～判定結果と点数換算～

A	100
A-	90
B+	85
B	75
B-	65
C+	50
C	40
C-	30
D+	20
D	10

⑦ 6部位各々の比重を、整備コスト比率より設定(コスト配分)
 ※浜松市独自の項目を設定していることより、文科省設定のコスト配分を基に、当市の過去実態を踏まえて再配分

⑧ 上記②の点数と、③のコスト配分を各部位で掛け合わせて、「健全度」を算定(100点満点)



※1, 2：浜松市における過去実態より再配分

浜松市小中学校施設整備計画

2025年3月

発行者 浜松市教育委員会学校教育部教育施設課
〒430-0929
浜松市中央区中央一丁目 2-1
イーステージ浜松オフィス棟 6階
電話 053-457-2403